

区民活動センター集会室等使用団体の登録について

1 登録できる区民団体の要件

区民活動センターに登録できる区民団体は、「団体の構成員が5人以上で、構成員の半数以上が中野区に在住、在勤、在学していること」です。さらに団体の区分として次のものがあります。

(1) 地元団体

構成員の過半数が、登録する区民活動センターの担当区域内に居住していること。

(2) 高齢者団体

- ① 60歳以上の高齢者で構成された団体であること。
- ② 60歳以上の高齢者と地域住民との交流を目的とした団体であること。

(3) 子ども団体

18歳未満の児童が半数以上を占める団体であること。

(4) 一般団体

上記(1)～(3)に該当しない団体。

※(1)～(3)の団体は、施設の使用や抽選会において、優先となる場合があります。

2 登録できない団体

- (1) 営利を目的として設立された団体。
- (2) 他の利用者の妨げや迷惑となる活動を行う団体。
- (3) 区民活動センターの管理上、支障がある活動を行う団体。

3 申請書類

- 集会室等使用団体登録申請書
- 会員名簿（会で作成している名簿（※）。無い場合は、区の様式に記入してください。）
※ 氏名、住所が記載されているもの。高齢者団体・子ども団体は、年齢も必要。
- 緊急時連絡先確認簿
- 中野区に在勤、在学している証明書（中野区在勤、在学者のみ）

4 登録証の交付日

申請後、1週間を経た後に窓口にて交付します。

5 有効期間

今回の登録証の有効期間は、平成25年7月31日までです。

6 その他

申請書類の会員名簿については、区で居住の確認をいたします。中野区在住で住民登録をしていない方は、実際に居住していることを確認できる書類（公共料金請求書、手紙等）を提示（写し可）してください。